

箱根町請負工事成績評定採点基準

(目的)

第1 この基準は、箱根町請負工事成績評定要領第4第1項に基づき、工事成績評定の採点に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の方法)

第2 評定者は、工事成績採点表の「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（以下「審査項目別運用表」という。）により行うものとする。

2 1件の契約に土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事が複数含まれる場合は、主たる工事で行うものとする。

3 1件の契約で、監督員又は検査員が複数指定又は命令された場合は、評定者相互で協議のうえ行うものとする。

(監督員の評定内容)

第3 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」、「技術力の発揮」、及び「創意工夫と熱意・努力」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 「技術力の発揮」及び「相違工夫と熱意・努力」は、当該工事における実施状況を考慮して、副課長と協議の上行うものとする。

(副課長の評定内容)

第4 副課長は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令等の遵守」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 「法令等の遵守」は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行状況を考慮して行うものとする。

なお、本審査項目は、工事完了後において該当する事実が生じた場合も評定対象とするものとする。

(検査員の評定内容)

第5 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、審査項目別運用表により行うものとする。

2 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で行うものとする。

(評定の算定)

第6 評定の算定は、次のとおりとする。

(1) 各評定者が、審査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。

(2) 当該工事の評定点合計は、「法令等の遵守」を除いた各評定者の評定点に、工事成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から、「法令等の遵守」の評定を減じた点数とし、小数第一位四捨五入により整数で表示するものとする。

(工事成績評定点のランク)

第7 工事成績評定点のランクは次のとおりとする。

ランク	評定の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満	標準的な工事
D	55点以上65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	50点以上55点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い工事

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。